

随意契約結果書

物品等の名称及び数量	宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務
契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地	支出負担行為担当官 四国地方整備局長 佐々木 淑充 香川県高松市サンポート3-33
契 約 締 結 日	令和 6 年 4 月 1 日
契約の相手方の氏名及び住所	一般財団法人 不動産適正取引推進機構 東京都港区虎ノ門3-8-21
契約金額 (消費税及び地方消費税含む)	¥ 3, 4 5 5, 5 2 9 -
予定価格 (消費税及び地方消費税含む)	¥ 3, 4 5 5, 5 2 9 -
随意契約によることとした理由	宅地建物取引業免許事務処理システム電算処理等業務は、宅地建物取引業（以下「宅建業」という。）に係る免許事務等を行う国土交通省（地方支分部局及び沖縄総合事務局を含む。）及び47都道府県（以下「免許行政庁」という。）に設置される宅地建物取引業免許事務処理システム（以下、「本システム」という。）の専用端末機から送信される宅地建物取引業者に関するデータを、電算機を使用してデータベース化するとともに、当該データベースの稼働状況の運用管理等を行うものである。 免許行政庁が登録する業者データを電算処理によりデータベース化することにより、免許審査及び指導監督業務の適正化が図られ、宅地建物取引業者間における専任の宅地建物取引士の名義貸し等の防止や、免許行政庁間で免許情報等が共有されるものである。その稼働処理にあたっては、極めて公益性の高い行政事務の一部を分担するため、厳格な情報管理が必要であり、営利を目的としない中立公正な組織で、非常時の対応等、専門的な知識を有する相当数の人員の確保ができる相手との契約が必要である。 また、すべての免許行政庁が同一のシステムを活用する必要があることから、国土交通省と47都道府県で構成する協議会において上記法人を本システムの管理運営機関として決定しているところである。 以上の理由から、一般財団法人不動産適正取引推進機構を本業務の契約相手方として随意契約を締結するものである。
備 考	